

第7号議案

中間市事務分掌条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年2月27日提出

中間市長 福田 浩

中間市事務分掌条例の一部を改正する条例

中間市事務分掌条例（平成17年中間市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（組織の設置）」に改め、同条第1項中「本市に」の次に「市長公室及び」を加え、同項の表を次のように改める。

総務部

市民部

保健福祉部

建設産業部

環境上下水道部

第2条中「各部」を「市長公室及び部」に改め、同条の表中

「

総務部

- (1) 職員の人事、給与及び厚生に関する事。
- (2) 市議会及び行政一般に関する事。
- (3) 防災及び災害救助に関する事。
- (4) 財政に関する事。
- (5) 市有財産の管理に関する事。
- (6) 入札及び契約に関する事。
- (7) 市民との協働に関する事。
- (8) 交通安全思想の普及に関する事。
- (9) 防犯思想の普及に関する事。
- (10) コンプライアンスの推進に関する事。

を

総合政策部

- (1) 市政の総合企画及び調整に関する事。
- (2) 行政改革の推進に関する事。
- (3) 情報政策及び電子計算組織に関する事。
- (4) 儀式及び秘書に関する事。
- (5) 広報及び広聴に関する事。
- (6) 世界遺産に関する事。
- (7) 観光に関する事。
- (8) 交通体系に関する事。
- (9) 住環境政策の推進に関する事。

」

「

市長公室

- (1) 市政の総合企画及び調整に関する事。
- (2) 情報政策及び電子計算組織に関する事。
- (3) 儀式及び秘書に関する事。

- (4) 広報及び広聴に関する事。
- (5) 世界遺産に関する事。
- (6) 観光に関する事。

総務部

- (1) 職員の人事、給与及び厚生に関する事。
- (2) 市議会及び行政一般に関する事。
- (3) 防災及び災害救助に関する事。
- (4) 財政に関する事。
- (5) 市有財産の管理に関する事。
- (6) 入札及び契約に関する事。
- (7) 市民との協働に関する事。
- (8) 交通安全思想の普及に関する事。
- (9) 防犯思想の普及に関する事。
- (10) コンプライアンスの推進に関する事。
- (11) 行政改革の推進に関する事。
- (12) 公共施設マネジメントに関する事。
- (13) 公共用地の取得に関する事。

に、

「

- (2) 公共用地の取得に関する事。
- (3) 土木及び建築に関する事。
- (4) 道路、橋梁及び水路に関する事。
- (5) 交通安全施設の整備に関する事。
- (6) 公営住宅に関する事。
- (7) 鉦害復旧に関する事。
- (8) 都市計画及び緑化に関する事。
- (9) 商工業の振興に関する事。
- (10) 企業誘致に関する事。
- (11) 労働行政に関する事。
- (12) 消費生活に関する事。
- (13) 農業の振興に関する事。

を

「

- (2) 土木及び建築に関する事。
- (3) 道路、橋りょう及び水路に関する事。
- (4) 交通安全施設の整備に関する事。
- (5) 交通体系に関する事。
- (6) 住環境政策の推進に関する事。
- (7) 公営住宅に関する事。

- (8) 鉦害復旧に関すること。
- (9) 都市計画及び緑化に関すること。
- (10) 商工業の振興に関すること。
- (11) 企業誘致に関すること。
- (12) 労働行政に関すること。
- (13) 消費生活に関すること。
- (14) 農業の振興に関すること。

」

改める

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(中間市行政改革推進委員会設置条例の一部改正)
- 2 中間市行政改革推進委員会設置条例(昭和60年中間市条例第19号)の一部を次のように改正する。
第6条中「総合政策部企画政策課」を「総務部財政課」に改める。
(中間市総合計画策定審議会条例の一部改正)
- 3 中間市総合計画策定審議会条例(平成26年中間市条例第5号)の一部を次のように改正する。
第8条中「総合政策部企画政策課」を「市長公室企画政策課」に改める。
(中間市市営住宅審議会条例の一部改正)
- 4 中間市市営住宅審議会条例(平成元年中間市条例第3号)の一部を次のように改正する。
第6条中「都市整備課」を「建設産業部都市計画課」に改める。
(中間市都市計画審議会条例の一部改正)
- 5 中間市都市計画審議会条例(昭和45年中間市条例第16号)の一部を次のように改正する。
第9条中「都市整備課」を「建設産業部都市計画課」に改める。

中間市事務分掌条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(組織の設置)</u></p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、本市に<u>市長公室及び次の部</u>を置く。</p> <p><u>総務部</u></p> <p><u>市民部</u></p> <p><u>保健福祉部</u></p> <p><u>建設産業部</u></p> <p><u>環境上下水道部</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 <u>市長公室及び部の事務分掌は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>市長公室</u></p> <p>(1) <u>市政の総合企画及び調整に関すること。</u></p> <p>(2) <u>情報政策及び電子計算組織に関すること。</u></p>	<p><u>(部の設置)</u></p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、本市に<u>次の部</u>を置く。</p> <p><u>総務部</u></p> <p><u>総合政策部</u></p> <p><u>市民部</u></p> <p><u>保健福祉部</u></p> <p><u>建設産業部</u></p> <p><u>環境上下水道部</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 <u>各部の事務分掌は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>総務部</u></p> <p>(1) <u>職員の人事、給与及び厚生に関すること。</u></p> <p>(2) <u>市議会及び行政一般に関すること。</u></p>

(3) 儀式及び秘書に関すること。

(4) 広報及び広聴に関すること。

(5) 世界遺産に関すること。

(6) 観光に関すること。

総務部

(1) 職員の人事、給与及び厚生に関すること。

(2) 市議会及び行政一般に関すること。

(3) 防災及び災害救助に関すること。

(4) 財政に関すること。

(5) 市有財産の管理に関すること。

(6) 入札及び契約に関すること。

(7) 市民との協働に関すること。

(8) 交通安全思想の普及に関すること。

(9) 防犯思想の普及に関すること。

(10) コンプライアンスの推進に関すること。

(11) 行政改革の推進に関すること。

(12) 公共施設マネジメントに関すること。

(3) 防災及び災害救助に関すること。

(4) 財政に関すること。

(5) 市有財産の管理に関すること。

(6) 入札及び契約に関すること。

(7) 市民との協働に関すること。

(8) 交通安全思想の普及に関すること。

(9) 防犯思想の普及に関すること。

(10) コンプライアンスの推進に関すること。

総合政策部

(1) 市政の総合企画及び調整に関すること。

(2) 行政改革の推進に関すること。

(3) 情報政策及び電子計算組織に関すること。

(4) 儀式及び秘書に関すること。

(5) 広報及び広聴に関すること。

(6) 世界遺産に関すること。

(7) 観光に関すること。

(8) 交通体系に関すること。

(13) 公共用地の取得に関すること。

市民部

(略)

保健福祉部

(略)

建設産業部

(1) 市道の認定等に関すること。

(2) 土木及び建築に関すること。

(3) 道路、橋りょう及び水路に関すること。

(4) 交通安全施設の整備に関すること。

(5) 交通体系に関すること。

(6) 住環境政策の推進に関すること。

(7) 公営住宅に関すること。

(8) 鉱害復旧に関すること。

(9) 都市計画及び緑化に関すること。

(10) 商工業の振興に関すること。

(11) 企業誘致に関すること。

(9) 住環境政策の推進に関すること。

市民部

(略)

保健福祉部

(略)

建設産業部

(1) 市道の認定等に関すること。

(2) 公共用地の取得に関すること。

(3) 土木及び建築に関すること。

(4) 道路、橋梁及び水路に関すること。

(5) 交通安全施設の整備に関すること。

(6) 公営住宅に関すること。

(7) 鉱害復旧に関すること。

(8) 都市計画及び緑化に関すること。

(9) 商工業の振興に関すること。

(10) 企業誘致に関すること。

(11) 労働行政に関すること。

(12) 労働行政に関すること。

(13) 消費生活に関すること。

(14) 農業の振興に関すること。

環境上下水道部

(略)

(12) 消費生活に関すること。

(13) 農業の振興に関すること。

環境上下水道部

(略)